「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」フォローアップ

Ⅰ. 資本主義のバージョンアップに向けてⅡ. 新しい資本主義を実現する上での考え方

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容

- ・ 課題を障害物としてではなく、エネルギー源と捉え、新たな官民連携によって社会的課題の解決を進め、それをエネルギーとして取り組むことによって、包摂的で新たな成長を図っていく。
- 具体的には、
 - ① 「市場も国家も」、「官も民も」によって課題を解決する。
 - ② 課題解決を通じて新たな市場を創る、すなわち社会的課題の解決と経済成長の二兎を実現する。
 - ③ 国民の暮らしを改善し、課題解決を 通じて一人ひとりの国民の持続的 な幸福を実現する。
- ・ 分厚い中間層の形成は、民主主義の健全な発展にとって重要。格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、サステナブルな経済社会を実現するため、フロー・ストック両面から中間層への分配を進め、持続可能な分配を下支えする。

進捗状況

- ・ 人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX及びDXの4本柱に、計画的な重点投資を実施。
- 昨年11月28日に策定した「スタート アップ育成5か年計画」に基づき、
- 1 兆円規模の予算事業(令和4年度補正で、 メンターによる若手育成、起業家の海外派遣、公的 資本によるベンチャーキャピタル投資、SBIR 制度等 を拡充)
- ースタートアップへの投資を促す税制 (自身の株式を売却して、①自ら創業するスタートアップに再投資する場合、②出資金研究費比率30%超などの一定の要件を満たす創業5年未満の赤字企業に再投資する場合、その相当額を株式売却益から非課税化(通常は20%の所得税・住民税を課税))
- 一オープンイノベーション促進税制の拡充(大企業がスタートアップの株式を取得する場合に取得価額の 25%を法人所得から控除する税制について、従来は新規発行株式のみが対象だったが、5億円以上の取得で発行済株式も対象化) 等を措置。
- · 昨年 11 月 28 日に策定した「資産所得 倍増プラン」に基づき、
- -NISA 制度の恒久化
- 一年間投資上限額の拡大(つみたて NISA: 40 万円、一般 NISA: 120 万円から、つみたて投資枠: 120 万円、成長投資枠 240 万円(合計 360 万円)に拡大)
- 一非課税保有期間の無期限化 (従来はつみたて NISA: 20年、一般 NISA: 5年)
- 一非課税保有限度額の拡大(つみたて NISA: 800 万円、一般 NISA: 600 万円から、つみたて投資枠: 1800 万円、成長投資枠: 1200 万円(1800 万円の内数)に拡大)

等を措置 (新しい NISA 制度は 2024 年 1 月から施行予定)。

・ 一極集中から、多極集中への転換を図るべく、デジタル田園都市国家構想を 推進。

残された課題

- 新しい資本主義の取組を次の段階に進め、成長と分配の好循環の更なる深化を図る。
- ・ 賃上げは新しい資本主義の最優先課題。賃上げを安定的・継続的に進めてい くためには、労働市場の改革が不可欠。
- ・ 具体的には、リ・スキリングによる能力 向上支援、個々の企業特性に応じた職 務給の確立、成長分野への円滑な労働 移動、という三位一体の労働市場改革 を、働く人の立場に立って進めること で、持続的に賃金の上がる構造を作り 上げることが重要。
- ・ 我が国の経済社会の持続性と包摂性を 考える上で、こども・子育て政策の強化 は、最も有効な未来への投資として、先 送りの許されない課題。
- ・ また、意欲のある全ての方が、置かれている環境にかかわらず、力を発揮できる包摂的な経済社会を創るため、特に、 女性、若者、地方の力を更に引き出すことが必要。

今後の対応方針案

- ・本年6月までに三位一体の労働市場改革の指針を取りまとめ、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と海外企業の間に存在する賃金格差(米国・ドイツとの間には、例えばITやデータアナリティクス分野で1.5~1.6倍、プロジェクトマネジメント分野で1.6~1.7倍といった賃金格差が存在)を、国毎の経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。
- ・日本の未来を担う若い世代のために、 こども・子育て政策の強化、男女共に働 きやすい環境の整備、構造的賃上げ、ス タートアップの育成など、成長分野へ の投資を進める。
- ・ こども・子育て政策については、本年6 月までに将来的な子ども予算の大枠を 示し、本年秋頃に「こども大綱」の閣議 決定を行い、関連施策を実行する。
- ・ こうした取組を通じ、女性、若者、そして若い世帯の所得向上を実現し、若者が、未来に希望をもって生きられる社会を創る。
- ・ 過疎化・高齢化・人手不足といった地方 の置かれている環境を踏まえ、モビリ ティ、ヘルスケア、空き家問題などの地 方の構造的な課題の解決に取り組む。
- ・ 格差の是正、分厚い中間層の形成は、新 しい資本主義の核の1つであり、多様 な手段を用いて、これを実現していく。

 ・ 現下の絶えず変化する国際情勢を背景として、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を強化することは、新しい資本主義の前提。 ・ グローバルヘルスなどの分野におけるインパクト投資・SDGsの推進。 ・ デ宙、海洋などの個別分野の取組を実施。 ・ 宇宙、海洋などの個別分野の取組を実施。 ・ 生活水準を向上させる「経済成長へのショックが危ぶまれる中、生活水準を向上させる「経済成長」と、ショックを危機へと拡大させない安定化の「レジリエンス」の両立の確保が変別の確保、資源表別のでは、との追跡・可視化)の確保、資源表別のでは、とが求められるようになっている。 ・ 有志国との連携により、サプライーン全体でのカーボンフットプリのでは、とが求められるようになっている。 ・ 有志国との連携により、サプライーン全体でのカーボンフットプリのでは、との追跡・可視化)の確保、資源表別のでは、との追跡・可視化)の確保、資源表別のでは、との追跡・可視化)の確保、資源表別のでは、との追跡・可視化)の確保、資源表別のでは、との追跡・可視化)のでは、との追跡・可視化)のでは、またのでは、では、との追跡・可視化)のでは、資源表別のでは、では、との追跡・可視化)のでは、では、との追跡・可視化)のでは、では、との追跡・可視化)のでは、資源表別のでは、では、との追跡・可視化)のでは、では、との追跡・可視化)のでは、資源表別のでは、では、との追跡・可視化)のでは、資源表別のでは、では、との追跡・可視化)のでは、資源表別のでは、では、との追跡・可視化)のでは、では、との追跡・可視化)のでは、資源表別のでは、またのでは、では、との追跡・可視化)のでは、資源表別のでは、またのでは、では、とのじか、では、といば、といば、といば、といば、といば、といば、といば、といば、といば、といば	中午計画 0 21 # 中京	ን# +iF ላጉ ንロ	はそんと 無時	△≪のせた七 利安
障、食料安全保障、健康・医療分野も重点的な投資を行う。 ・ 国際金融情勢の変化等に備え、企過剰債務問題、消費者のローン問深刻化させないための対応を図る ・ 有志国と連携して権威主義国家に挑戦に対応しつつ、「グローバル・ス」(南半球を中心とする新興国・途上国)と携を強化する。 ・ 新しい資本主義の中で、インパク資やSDGsの推進は核となる考の1つであり、その代表的分野が一バルヘルスである。G7などの	として、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を強化することは、新しい資本主義の前提。 ・ グローバルヘルスなどの分野における	る安全・安心を図るべく、経済安全保障を強化し、対外経済連携を促進。 - 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間に向けたWeb3.0の環境整備等を推進。 - 宇宙、海洋などの個別分野の取組を実	のみでなく、振れ(分散)の拡大の問題が再び課題として浮上してきた。 ・ 権威主義国家の台頭、ロシアによるウクライナ侵略、新型コロナの経済・社会への影響、国際金融情勢の不確実性など、経済社会へのショックが危ぶまれる中、生活水準を向上させる「経済成長」と、ショックを危機へと拡大させない安定化の「レジリエンス」の両立の確	争優位性を活かいた。 ・ では、

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(1) 賃金引上げの推進 ・賃上げ税制の活用、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率引上げ、政府調達における加点等の取組により、賃上げをより一層推進。	・ 賃上げ税制の活用促進に加え、事業再構築補助金・ものづくり補助金において、賃上げを行う中小企業については、6%以上の賃上げを行った場合、補助率を1/2から2/3に引上げ。ものづくり補助金については、6%以上の賃上げを行った場合、補助上限額(補助類型ごとに750万円から4,000万円)を最大1,000万円引上げ)を措置(令和4年度補正)。	加え、構造的賃上げを通じて、国内外の実質的賃金格差の解消を図る必要。	・ 構造的賃上げの実現。具体的には、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と海外企業の間に存在する賃金格差(米国・ドイツとの間には、例えばITやデータアナリティクス分野で1.5~1.6倍、プロジェクトマネジメント分野で1.6~1.7倍といった賃金格差が存在)を、国毎の経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。 ・ 加えて、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する方の賃金を引き上げる。また、赤字法人等においても賃上げを実現するための課題を整理した上で、税制を含めて、どのような政策的な工夫がありうるか検討する。
・ 中小企業が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める(公正取引委員会等)。	・価格転嫁を促進すべく、昨秋、問題につながるおそれのある行為の認められた 4,030社に注意喚起を行うとともに、同年12月、多数の取引先に対して協議を 経ない取引価格の据え置きなどを行った13社の企業名を公正取引委員会より 公表。これらについては、その後の価格 転嫁の取組状況をフォローアップする。	格転嫁の取組を進めるか要フォローアップ。	・ フォローアップの結果、問題につながるおそれのある企業に対しては、具体的な懸念事項を明示した上で注意喚起を実施し、必要な対応を行う。
		・ さらなる賃上げのための価格転嫁円滑 化のためには、不適切企業の公表だけ でなく、中小企業が労務費(賃上げ)の 上昇分を適切に取引価格に反映できる モデルを策定し、積極的に周知する必 要。	・ 労務費の転嫁の在り方について、企業 の好事例を含むガイドラインを、公正 取引委員会、内閣官房を事務局として 新たに策定し、周知する。
	・ 業界団体に対し、サプライチェーン全体での取引適正化に向けた自主行動計画の策定を促し、これまでに 22 業種(自動車・流通・トラック運送等) で計画を策定(下請けGメンによる年間1万件の中小企業への取引実態調査を実施)。	・ これまで政府で実施した各般の価格転 嫁に関する調査の結果を踏まえた対応 を行う必要。	・ これまでの調査結果 (公正取引委員会・中小 企業庁等) を踏まえ、業界団体に対して自 主行動計画の改定・徹底を求める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 従業員を雇わない創業形態であるフリーランスの取引適正化法制の整備。	・ フリーランスの取引適正化のための法 案を今国会に提出。	・ 公正取引委員会における十分な執行体 制の確保が課題 (現状 14 人 (2023 年 4 月より))。	・ 公正取引委員会の執行体制を合計 40 人 規模に強化する。
・ 同一労働同一賃金法制の施行の徹底。	 昨年12月、労働基準監督署(全国321署)でも調査を行い、労働局(全国47か所)に問題企業を報告する枠組みを整備。 	・ 正規・非正規には、時給ベースで 600 円程度の賃金格差が存在 (この差が合理的でないと結論できないが)。 同一労働同一賃金制の徹底した施行による格差縮小が不可欠。	・ 本年3月から労働基準監督署による調査を本格実施。その賃金格差縮小への効果を年内にフォローアップし、その後の進め方を検討する。
最低賃金の引上げ額について、公労使 三者構成の最低賃金審議会で、生計費、 賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり 議論していただく。	・ 昨年 10 月から最低賃金の 31 円引上げ が発効。確実に履行すべく、労働基準監 督署を通じた監督指導を継続。	 できる限り早期に 1,000 円に引き上げる。 地域間格差 (最高額と最低額の金額差 219 円)が存在することから、その解消を勘案する (2022 年度)。 	・ 最低賃金が 1,000 円超に引き上げられた場合、その後の方針の議論を行う。
・介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善に取り組む。	・介護・障害福祉職員、保育士、コロナ対応等を担っている看護師について、昨年2月から補助金により収入を引き上げる予算措置を講じていたところ、昨年10月の報酬改定により、収入を3%程度引き上げる措置として制度化した。	給与を3%程度引き上げる措置が、実際に現場で働く方々に行き渡っているかをフォローアップする必要。	 2023 年度内に、医療法に基づき、医療法人に対して給与支払い状況を含む経営状況の報告を義務付ける。2024 年度内を目途に、介護保険法に基づき、介護保険法に基づき、介護果能理をはいる。 上記実態把握結果も含めて、今般の処遇改善措置の反映状況について、次期診療報酬改定(2024年)、次期介護報酬改定(2024年)の議論の中で検証し、必要な対応を行う。 「障害福祉職員、保育士についても、処遇改善措置の反映状況について、次期障害福祉サービス報酬改定(2024年)、保育の公定価格の改定(毎年度)の議論の中で検証し、必要な対応を行う。

		T	
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容 (2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化 ・ 成長分野への円滑な労働移動を進めるため、個々の企業内だけでなく、産業を越えて国全体の規模で官民が連携して、働き手のスキルアップや人材育成策の拡充を図る。 ・ 一般の方が、転職やキャリアアップについて、キャリアコンサルティングを受けることができる体制を整備。	進捗状況 ・ 新たに、個人が民間の専門家に相談し、リ・スキリング、転職までを一気通貫で支援する仕組みを出発点として措置(令和4年度補正で、①専門家によるキャリア相談、②相談結果を踏まえたリ・スキリングプログラムの提供、③転職に向けた伴走支援を在職者に提供する事業者に対し、経費の50%~70%を補助。2024年度までに30万人を支援(753億円))。	残された課題 ・ リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業特性に応じた職務給の確立、成長分野への円滑な労働移動を進める、という三位一体の労働市場改革を、働く人の立場に立って進めることで、持続的に賃金が上がる構造を作り上げることが重要。	今後の対応方針案 ・ 本年6月までに三位一体の労働市場改革の指針を取りまとめ、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにも関わらず、日本企業と海外企業の間に存在する賃金格差(米国・ドイツとの間には、例えばITやデータアナリティクス分野で1.5~1.6倍、プロジェクトマネジメント分野で1.6~1.7倍といった賃金格差が存在)を、国毎の経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。
			 キャリアコンサルタント (国家資格。6.4万人 (昨年9月末時点)) が、求人・求職に関する幅広い現場情報に基づき助言が行えるよう、官民の持つ情報の共有化の枠組みを具体的に検討する。 官のハローワークにおいても、キャリアコンサルティング部門の体制強化などのコンサルティング機能の強化を図る(キャリアコンサルタントのうちハローワーク等の公的機関に務める者の割合は、2006年の30%から2017年15%と比率が減少)。
			 個人の自律的なキャリア形成を促すために、国の学び直し支援策について、個人への直接支援中心に見直しを行う(企業経由の支援(人材開発支援助成金、公共職業訓練(在職者訓練)、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金)は771億円で全体の75%を占め、個人経由の支援(教育訓練給付制度)は237億円で全体の25%を占める)。 在職期間中のリ・スキリングの習慣の形成を図る(デンマークのリ・スキリングは受講
			お成を図る(アラマー)のかでスキッラのは受講者の7割が在職者だが、日本は在職者が4割)。 ・ 移動の円滑化を図るため、自己都合で離職した場合の失業給付の給付制限期間(求職申込後2か月又は3か月)の要否を含め、失業給付の在り方の見直しを行う。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
• 3年間 4,000 億円規模の施策パッケー ジに基づき、非正規雇用の方を含め、能 力開発支援を講ずる。	 3年間 4,000 億円規模の施策パッケージについて、本年2月時点で、1.7万人に支援を実施。 この施策パッケージを、5年1兆円規模へと拡大(令和4年度補正)。 	 施策パッケージについて、毎年度実施 状況のフォローアップを行い、その結 果を踏まえて、翌年度の予算の使い方 を決める。 本年6月に取りまとめる予定の労働市 場改革の指針も踏まえ、支援実績を大 幅に向上させる必要。 	労働市場改革の動向も踏まえ、労働者 にとってより利用しやすいものとなる よう、施策パッケージの改善に取り組 む。
・ 地域で活躍するデジタル人材を現在の 100 万人から 330 万人に拡大する。	2022 年度からの5年間で230万人の育成を行うこととし、2024 年度中には、大学・高専の新卒者の育成(年17万人)、社会人のスキルアップ支援(年16.6万人)、教育訓練等(年13.5万人)により、合計で年間45万人のデジタル人材の育成を図ることとしている。	 設定された数値目標に対して、具体的な育成計画が必要。 とりわけ、教員確保に課題を抱える大学・高専があること、社会人向けの教育コンテンツが限られていること、職業訓練の中でのデジタル関連講座の開講が都市部に偏在していることが課題。 	 年間 45 万人の育成を確実に実施すべく、各領域にて具体的な育成計画を定め、フォローアップを行う。 その中で、大学・高専でデジタル教育を担う教員確保のための実務家の導入加速、オンラインを活用した社会人向け教育コンテンツの提供・充実、職業訓練の中で各地の産業・雇用特性に応じたデジタル関連講座の強化を図る。
・ 若手を選抜し支援するプログラム (「未 踏」プロジェクト等) の国家規模への拡 大。	 若い人材の選抜・支援プログラムについて5年間で年間500人へと育成規模を拡大。 起業を志す若手人材について、5年間1,000人規模で、米国やイスラエル、シンガポール、北欧などに派遣し、スタートアップ、ベンチャーキャピタル、アクセラレーターでトレーニングを行う。 	・ メンターによる若手人材の育成は、スタートアップ育成としても有意義であり、経産省関連団体(IT分野)以外にも育成主体を広げる必要がある。	 育成主体を、日本医療研究開発機構、科学技術振興機構、宇宙航空研究開発機構、農業・食品産業技術総合研究機構等へ拡大することを強く進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍			
増プラン」の策定			
・ 新しい資本主義実現会議に検討の場を	・ 予定通り、昨年 11 月 28 日に「資産所	5年間で NISA 総口座数を現在の 1,700	 8,000万人の投資未経験者に対し、NISA
設け、本年末に総合的な「資産所得倍増	得倍増プラン」を決定。	万口座から3,400万口座へと倍増させ、	制度の周知や、資産形成への関心を喚
プラン」を策定。		NISA 買付額を 28 兆円から 56 兆円へと	起する広報活動を強化する。
	既に同プランに基づき、	倍増させることを目指す。長期的な目	
・ NISA (少額投資非課税制度) の抜本的な	-NISA 制度の恒久化	標としては資産運用収入そのものの倍	
拡充や i DeCo (個人型確定拠出年金) 制	一年間投資上限額の拡大 (つみたて NISA: 40	増も見据えて政策対応を図る。	
度の改革など、資産形成を行いやすい	万円、一般 NISA: 120 万円から、つみたて投資枠:		
環境整備を図る。	120 万円、成長投資枠 240 万円(合計 360 万円)に 拡大)		
	一非課税保有期間の無期限化(従来はつみた		
	て NISA: 20 年、一般 NISA: 5 年の期限があった)		
	ー非課税保有限度額の拡大 (つみたて NISA:		
	800 万円、一般 NISA: 600 万円から、つみたて投資		
	枠:1800 万円、成長投資枠: 1200 万円 (1800 万円 の内数)に拡大)		
	等を措置 (新しい NISA 制度は 2024 年 1 月から施		
	行予定)。		
	・ 資産形成について、中立的で信頼でき	・ 新たな組織を速やかに設立し、信頼で	・ 2024 年中に金融経済教育推進機構を設
	るアドバイスを消費者に対して提供す	きるアドバイザーを速やかに養成する	立する。この機構で、中立的なアドバイ
	るための仕組みを創設すべく、今国会	ことが課題。	ザーの認定を行うとともに、常に質の
	に法案を提出。		高い情報を消費者に提供できるようア
			ドバイザーを継続的に支援する。
		・ 2024 年の公的年金の財政検証に併せ、	・ 2024 年の公的年金の財政検証に併せ、
		iDeCo 制度の具体的な見直し案の検討	加入可能年齢の70歳への引上げや拠出
		を行う。	限度額の引上げ等の iDeCo 制度の見直
			しが不可欠。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(4)子供・現役世代・高齢者まで幅広い 世代の活躍を応援			
・ こども家庭庁の創設、保育・放課後児童 クラブの充実、出世払い型奨学金の本 格導入等。	・ 本年4月にこども家庭庁を創設。	 本年3月末を目途に、 ① 児童手当を中心とした経済的支援の強化 ② 幼児教育や保育の量・質両面からの強化と全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充 ③ 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実の3つの基本的な方向性に沿って、こども・子育て政策の強化に向けたたたき台を取りまとめる。これを踏まえ、子ども予算の大枠の提示、こども大綱の策定を行う。 	・ 本年6月までに将来的な子ども予算の 大枠を示し、本年秋頃に「こども大綱」 の閣議決定を行う。その後、速やかに関 連施策を実行する。
 (5)多様性の尊重と選択の柔軟性 男女間の賃金差異について、女性活躍推進法に基づき開示を義務化(労働者301人以上の事業主に対して、男性の賃金に対する女性の賃金の割合の開示を求める。 全労働者についてだけでなく、正規、非正規雇用に分けた開示も求める)。 	 昨年7月、労働者301人以上の事業主を対象に、女性活躍推進法に基づく開示の義務化を施行。 あわせて、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載事項において、2023年3月期の決算から、女性活躍推進法に基づく開示の記載と同様の開示を行うことを義務化。 		・ 本年夏を目途に、労働者 101 人から 301 人までの事業主の対象拡大の可否について方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。
・ 女性の就労の制約となっている 130 万円、106 万円の壁については、被用者保険の適用拡大と最低賃金の引上げにより、解消が見込まれる。	- 勤務時間週30時間未満の短時間労働者への被用者保険の適用拡大(50人以下の中小企業で働く労働者への適用等)や個人事業所の非適用業種(農林水産、宿泊・飲食サービス等)の解消の早急な実現、週20時間未満勤務の労働者についての適用の具体的方法について検討の必要性を示した。	 出産を契機に、女性が非正規雇用化する、いわゆるL字カーブの解消が課題。 さらに、130万円、106万円といった「年収の壁」について是正に向けた見直しが必要。 	・ 「年収の壁」についての制度の見直し を進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(6)人的資本等の非財務情報の株式市場 への開示強化と指針整備			
本年中に、有価証券報告書における人 的資本等の非財務情報の開示強化。	・ 金融商品取引法に基づく有価証券報告 書の記載事項において、2023 年 3 月期 決算から、サステナビリティ情報の記	・ 人的資本可視化指針の普及・周知を進める。	・ 人的資本の積極的な開示が、広範囲の 企業に横展開されるよう、人的資本の 可視化の重要性を周知する。
・ 具体的にどのように開示を進めていったらよいのか、参考となる「人的資本可 視化指針」を公表する。	載欄を設け、企業が人的資本に関する 情報を開示することを義務化。		
	・ 企業が有価証券報告書や統合報告書等 に記載を行う際に参考となる情報をま とめた「人的資本可視化指針」を予定通 り、昨年8月に策定・公表。		

2. 科学技術イノベーションへの重点的な投資

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(1) 量子技術 ・ 量子コンピュータの大規模化・高機能化の研究開発について、先行する有志国企業との連携を実施、グローバルな対応を進める。	・ 量子コンピュータの大規模化、高機能化の核となる次世代半導体について、日米欧協力の枠組みを政府レベルで設置。生産主体となる企業(Rapidus 株式会社)・研究組織(技術研究組合最先端半導体技術センター(LSTC))を設立。	代半導体の設計・製造基盤開発を行え る人材の集積を図り、有志国(米国・E U等)との共同プロジェクトを早期に	・ Rapidus 株式会社・LSTC を国際連携の ハブとして、国内外のトップ人材の呼 び込みを図るとともに、有志国(米国・ EU等)との研究開発を通じ、2020年 代のうちに次世代半導体の実用化を目 指す。
	・ 量子コンピュータ、量子暗号通信、それらの要素技術についての研究開発や研究開発・実証拠点の整備予算の確保(令和4年度補正)。		 2023 年度中に、スタートアップが利用できる実証環境を整備する。 2028 年度までに、量子コンピュータと古典コンピュータを統合的に運用し、エネルギー・食糧問題や素材開発・創薬などの複雑な計算を要する具体的なユースケースに適用できるようにするため、基盤ソフトウェアを開発する。
(2) A I 実装 ・ ディープラーニングを重要分野として 絞り込んで、企業による具体的ニーズ を念頭に置き、その実装・開発を支援。	・ 創薬、食糧、材料開発、製造プロセス、センシング、建設、多言語翻訳など企業の具体的なニーズに基づくAIの技術開発・実証を実施(令和4年度補正)。		る目視や評価を求めているようなAI活用を阻害する規制の見直しを行う。 各機関に分散するデータの相互接続・ 標準化を加速するなど、ディープラー ニングを容易化する環境を整備する。
(3) バイオモノづくり ・ 微生物設計プラットフォーム事業者と 異分野事業者との共同研究開発の推 進。ゲノム合成・編集技術等の基盤技術 の開発支援・拠点形成・人材育成等。	・ 微生物設計プラットフォーム事業者と 異分野事業者との共同研究開発や基盤 技術開発を実施 (令和4年度補正)。	・ 大規模生産・社会実装に向けては、バイオ技術を用い、CO2 を直接原料としたグリーンな製品であることを認証・クレジット化することで、企業・消費者によるバイオ製品への初期需要を喚起する。	

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等 ・ ゲノム医療の推進。	がん・難病の全ゲノム解析 (DNA が持つ全ての遺伝情報の解析) について、本年度 4,500 症例の解析を行い、これまでの成果と合わせ合計 23,700 症例の解析を完了予定。	・ 全ゲノム解析の進捗を踏まえ、10 万ゲ ノム規模の解析に加え、その成果の利 活用(診断・創薬・新規治療法開発)も 進めるため、関係する医療機関、大学・ 研究機関、民間企業の連携が必要。	・ 各機関の連携の軸となる事業実施組織 の形態を 2023 年度中に決定、2025 年度 に発足させ、10 万ゲノム規模に向けて 解析を着実に進める。
治療薬・ワクチンの開発。	 感染症治療薬の研究開発・基盤構築を実施(令和4年度補正)。 日本医療研究開発機構(AMED)に先進的研究開発戦略センター(SCARDA)を設置し、ワクチンや新規のモダリティ(治療手段)の研究開発、ワクチン開発のための研究開発拠点の形成を図る。 	・ 世界規模でニーズの高い新薬について、日本国内の枠組みに閉じて研究開発・供給基盤構築を行うことは、開発・供給のスピード感で我が国が後れを取る恐れがある。	 日本の企業・研究機関と、米国などの有志国のスタートアップ・ファウンダリとの連携を促進し、国際的な新薬開発・供給体制の構築を図る。 mRNAのような高機能な高分子化医薬品を低コストで経口摂取できる中分子にするなどのニーズの高い新薬の研究開発を行う。
		・ 我が国の平均寿命が延伸し、他の先進 国に先んじて超高齢化時代を迎える 中、肉体面に比して精神面の認知症等 の神経疾患に対する予防・治療が弱い。	・ 高齢化の進む日本の持つ臨床データを 活用し、神経疾患の治療法・予防法を有 志国の企業と連携しつつ、開発強化す る。
(5) コンテンツ産業等の高度化			アニメ・ゲーム・エンターテインメント 等のコンテンツ産業は、日本の誇るべ き核の1つであり、広い意味での日本 のクリエイターへの支援の在り方を検 討する。

	2# UE US 25	T\$ \ = m p T	A 44 - 11-4-1- A1-4-
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(6) 大学教育改革 ・ 研究と経営の分離、若手研究者の登用 等、優良なガバナンスを導入する大学 に対し、10 兆円規模の大学ファンドで 支援。	・ 3月末まで、大学ファンドの支援対象 となる大学について公募を実施。		10 兆円規模の大学ファンドについては、2023年度から段階的に審査を行い、 2024年度中に支援を開始する。
		 ポストコロナを見据え、コロナで途絶えた海外との人的交流の再構築、留学生の派遣・受入れを強化する必要がある。 同時に、留学生を含めて高度外国人材に日本で円滑に就職してもらうための環境整備が必要。 	(コロナ前は22万人)、外国人留学生受入れ を年間40万人 (コロナ前は30万人) に早期 に拡大する。 ・このため、日本人の中長期留学者に対
			・ 外国人留学生の卒業後の就職・活躍支援や高度外国人材受入れのための在留資格制度の改革(従来の複雑なポイントの積上げ制度とは別に、学歴・職歴と年収が一定水準以上(修士号以上かつ年収2,000万以上等)であれば在留資格を付与する仕組みの創設)を行う。
(7) 2025 年大阪・関西万博 ・ 大阪・関西万博において、日本の最新技術による世界への貢献を示すことができるよう、アクションプランを順次改訂しつつ、規制改革面、経費面を含め、円滑に準備を進める。		 会場建設を着実に進める。中核プロジェクトの展示方法や、効果的な情報発信方法を具体化する。 また、準備を進める中で、経費面等で課題が発生しており、対応を行う必要がある。 	を定めるとともに、アクションプランは半年毎を目途に改訂し、必要な措置を講じ、2025年4月の開催に向けて円

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(1)スタートアップ育成5か年計画の策 定			
 5年 10 倍増を視野に5か年計画を2022 年末に策定。 (2)付加価値創造とオープンイノベーション・既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し。 	・予定通りではいいでは、 ・予定通りでは、いいのでは、いいいのでは、いいいのでは、いいいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいいいのでは、いいのでは、い	・ 2027 年度までの「スタップで、第一大学でで、第一下でで、第一下でで、第一下でで、第一下でで、第一下でで、第一下で、第一下	・「スタートアップ育成5か年計画」の 内容を本年6月の「新しい資本主義の 実行計画」の改訂に取り込むとともに、 さらなる施策の方向性の具体化につい て議論を行い、明らかになった部分に ついて、「新しい資本主義の実行計画」 の改訂に反映する。
・ コロナ後の新たな成長に向けた我が国 企業の事業再構築を容易にするため、 私的整理を円滑に行う法制度について 検討し、国会に提出。	 事業再構築を容易に行うため、債権者の全員同意を求めず、債権者の多数決決議と裁判所の認可により、私的整理(債務整理)を円滑に行うことを可能とする法案を検討中。 	 今後、コロナ禍の資金繰り支援である実質無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の返済の本格化や、金利の変動も予想される中、対応策の検討が必要。 我が国においては、参入障壁に加え、企業の退出コストが極めて高く、経営者の足かせとなっている。ポストコロナ時代を迎えて、この点の在り方についます。 	 現在検討中の法案に加え、経営不振の場合、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を図る。 産業からの退出コストが高ければスタートアップが参入するにあたってのリスクも高くなる。スタートアップの参入支援のためにも、企業経営者が退出を決断した場合の退出支援について、

ての検討が必要。

M&Aを含め、多面的検討を行う。

4. GX(グリーン・トランスフォーメーション)及びDX(デジタル・トランスフォーメーション)への投資

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(1) GXへの投資 ・ 徹底した省エネルギーを進めるととととの表別では、再生可能エネルギー、し、可能エネルに、再生の最大に、再生の電源を最大に、電力はというでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	- 「G X 経済移行債」の創設などの政策 イニシアティブについての制度概要や 進め方 一徹底した省エネ推進、再エネの主力電 源化、原子力の活用、電力供給力不足 への対応 一水素・アンモニア、C C S (二酸化炭 素回収・貯留)など個別分野の脱炭素	イシングなど、基本方針に定めた政策の詳細な制度設計が必要。 ・基本方針で定めた各分野の取組(省エネ、再エネ、原子力、水素・アンモニア等)の促進、具体化を行う。	- G X 経済移行債に基づく規制・制度措 置と一体的な支援の仕組み、支援対象 のポートフォリオ管理、進捗評価手法 の具体化

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
(2) D X への投資・ポスト5G、6Gの実現に向けた研究開発。	・ポスト5Gの情報通信システムの開発 を進めるとともに、6Gの導入を見据 えた光通信技術等の研究開発を実施(令 和4年度補正)。	・ ポスト5G、6Gの研究開発の継続と ともに、グローバル展開も見据え、有志 国企業の異なるベンダーの機器を自由 に組み合わせて5G基地局ネットワー クを構築できるようにするシステム (オープンRAN)を開発し、普及を図る。	・ オープン RAN について、2025 年までに チリ、タイ、ベトナム、フィリピンなど の 10 か国程度で実証事業を実施し、米 国とも連携しながら、グローバル・サウ スを中心に世界シェア獲得を図る。
・デジタル市場の環境整備。	 デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づき、対象事業者(オンラインモール、アプリストア)の運営状況の評価を実施し、昨年12月に公表。 デジタル広告市場は、データの囲い込みや取引価格の透明性の問題を抱えているため、同法の対象に追加(昨年8月)し、対象事業者(3社)を指定(昨年10月)。 	 オンラインモール・アプリストアへの評価では、アプリストア手数料の水準や課金方法、自社アプリやサービスの優遇などについて課題が指摘され、対応が求められている。 モバイル・エコシステム (スマートフォンにおけるOSを基盤とするアプリ、ウェブサイトの市場) は、OS提供事業者による、アプリに対する自社の決済・課金システムの利用義務付けや自社優遇などの問題が指摘されており、公平・公正な競争環境の整備が必要ではないか、との指摘がある。 	 オンラインモール、アプリストアについて、2023年度中に、昨年の指摘も踏まえたその後の取組状況、運営状況の2回目の評価を行い、取引関係の改善につなげる。 デジタル広告分野について、2023年度中に、同法に基づく対象事業者の運営状況の評価を実施する。その開示やまえ、必要に応じ、取引条件の開示を求める。 昨年4月に公表したモバイル・エコンストの競争環境の中間報告について、パブリックコメントやヒアリング等を踏まえ検討を継続し最終報告を取りまとめ、対応について結論を出す。
サイバーセキュリティの強化。	 ・中小企業が製造する IoT 機器へのセキュリティ対策支援として、中小企業向けに具体的な対策を示したガイドラインを策定中。 ・サイバーセキュリティ関連技術について、経済安全保障重要技術育成プログラムに含めることも含めて、新たに支援することを検討中。 	・ 欧米各国では、ソフトウェアや IoT 機器へのセキュリティ対策の強化を進めており、日本でも欧米各国との基準調和を進める必要。	・ 欧米各国との基準調和を図るため、2023 年度内に、ソフトウェアについては脆弱性やライセンス等の情報管理に関するガイドラインを整備し、IoT機器についてはセキュリティ要件の適合性を評価する国内制度整備の方向性を示す。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
マイナンバーカードの普及。	 累計申請件数は、運転免許証の保有者数を超え、本年3月12日時点で9,499万件(人口の約75%)。 2023年5月からスマートフォン(Android)への機能搭載を開始予定。 	・ 普及の更なる加速と、普及後の活用策の検討が必要。	 市町村の交付体制の強化に向けた支援に加え、民間サービスとの連携による利便性の向上を図る。 健康保険証との一体化(2024 年秋に健康保険証の廃止)、運転免許証との一体化(2024 年度末予定)を進める。
		 ・金融サービスについては、(デジタル技術を用いて)消費者にとっての利便性向上が課題。 ・とりわけ、銀行において、ネットバンキングの手続きや、口座の開設・名義変更・解約時の手続きが、消費者にとって複雑であるとの指摘がある。 	・ 消費者にとって利用しづらい手続きやサービスを網羅的に点検し、消費者の利便性向上の観点で改善が必要であると確認されたところについては、銀行などへの改善を求めることが必要。

Ⅳ. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 民間で公的役割を担う新たな法人形態 の法制の要否について検討を進める。	・ 新たな法制の検討のため、海外の法制度について調査中。同時に、社会的起業家(インパクトスタートアップ)の日本版の認証制度の創設を検討中。	討にあたっては、国際認証の動向や実	・ 新たな法制の要否の検討について、今後の方針を得る。また、国際認証を踏まえた優れたインパクトスタートアップの認証制度を 2023 年度中に創設、第一弾の対象企業を認定する方向で進める。
・ 民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。	・ 昨年 12 月、公益社団・財団法人制度の 改革の方向性を取りまとめ。	・ 公益社団・財団法人制度の改革にあたっては、収支相償原則(公益法人においては、公益目的事業にかかわる収入は費用を上回ってはならない)、遊休財産の取扱い、ガバナンスの充実等について更なる検討が必要。	公益社団・財団法人制度の改革について、本年6月を目途に課題への対応策を取りまとめ、次期通常国会の法案提出を目指す。

2. 競争当局のアドボカシー(唱導)機能の強化

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 競争当局のアドボカシー (唱導)機能の強化のための体制整備を図る。	 デジタル (クラウドサービス等)、情報システム・金融 (クレジットカード)、スタートアップの3分野について、取引実態等の調査を実施。各業界の構造を踏まえ、問題となり得る行為・競争の実態 (サービス切り替えに対する料金・ライセンス面での障壁設定 (クラウドサービス)、加盟店への高額な決済手数料 (クレジットカード)、大企業・出資者による無償作業・営業秘密開示の要求 (スタートアップ)等)を示し、競争環境の改善を促進。 2023 年度からは執行体制を増強し、12 	 急速に変化するデジタル分野の迅速な取引実態の把握のため、外部専門家の知見を競争当局に取り込む必要。 公正かつ自由な競争を促進するため、実態調査を実施した分野以外にも調査を進め、アドボカシー機能の発揮が必要。 	 クラウドやブロックチェーン、情報セキュリティ等の専門性を有する人材の公正取引委員会への登用を進める。 グリーン・電気通信など、市場が急速に変化する分野を中心に、新たな実態調査を進め、アドボカシー機能を発揮する。
	名の増員を実施予定。		

6. コンセッション(PPP/PFIを含む)の強化

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
空港、バスタ、スタジアム・アリーナに 関してコンセッションの導入を進め る。	 空港では3か所 (新潟、大分、小松)で導入 検討中(空港容量の拡大等の機能強化 も引き続き必要であるため、例えば、羽 田では新経路 (2020 年導入) の騒音・落下 物対策、成田では第3滑走路の建設準 	空港については、コロナのような不可 抗力によって費用・損害が生じる場合 の官民のリスク分担の在り方について 検討が必要。	・ 空港について、官民のリスク分担の在 り方も含めた検討を進め、2026 年度ま でに3か所で具体的な方針を決定す る。
	備を進めていることに留意)。 ・ バスタでは6か所(品川、追浜、新潟、近鉄四	・ 空港容量拡大などの機能強化の実現に 向け、経路下・空港周辺地域との調整等 の取組を着実に実施していくことが必	・ 羽田・成田は空港容量の活用・拡大に向け、地域との調整を進める。
	日市、神戸三宮、呉)で導入検討中。スタジアム・アリーナでは2か所 (神宮外苑、川崎等々カ) で実施契約済、2か所 (豊橋、富	要。 ・ スタジアム・アリーナについては、自治	2026 年度までに、バスタ6か所、スタ ジアム・アリーナ 10 か所の具体的な方 針を決定する。
	山) で導入検討中。 	体において、まちづくりとの連動など 構想段階からの調整が必要。	スタジアム・アリーナについて、導入構想段階から自治体の検討を支援する。
・ 林業分野で樹木採取権(あらかじめ指 定された国有林に対し、民間事業者が 一定期間安定的に樹木を採取できる権 利)の設定を進める。	 10 か所のうち8か所(根釧西部、秋田、三八上北、茨城、東信、岡山、四万十、熊本南部)に樹木採取権を設定。 2 か所(網走中部、胆振東部)は、樹木採取 	・ 関心のある事業者のうち 6 割弱が、経営規模の拡大を進めたいものの、現時点では事業の実施体制を組めず、申請を見合わせ。	・ 新たな樹木採取権の設定に向け、候補 地の選定を進める。その際、案件形成に 向けた市場調査・情報収集(マーケット サウンディング)の常時実施、権利期間 (基本は10年)の柔軟化、採取区の複
	権の設定によって新たに採取される木材量に見合った需要が見込めなかったため、事業者の申請がなく、採取区の指定解除を検討中。	・ 事業者同士の連携を容易にするための 工夫が必要。	数・同時指定等の新たな対応を行う。

V. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ デジタル田園都市国家構想実現ファンドを創設(意欲のある基礎自治体が民間事業者と連携して行うハード・ソフト事業の支援を検討)。	・ 「デジタル田園都市国家構想交付金」 (地域の課題解決のため、①ドローン配送や遠隔医療等のデジタル技術の社会実装によって地域課題解決を図る自治体の初期費用、②デジタル技術を活用した観光・農林水産業の振興拠点の整備、を支援する事業(令和4年度補正800億円))を創設。	・ 交付金により、官民連携によるデジタル技術を通じた地域課題解決を加速しつつ、当該自治体の取組のみに終わらせず、他自治体への横展開へとつなげていく。	・ 具体的な官民連携の手法等を含めて交付金事業をフォローアップする。
・ 光ファイバについて、2027 年度中に世帯カバー率 99.9%を必達目標とし、さらに必要とする全地域の整備を実施。	2022 年3月の世帯カバー率は99.7%。 条件不利地域の光ファイバ整備の補助 を実施(令和4年度補正)。	・離島の場合、島内の光ファイバに加え、 海底ケーブルの整備が必要となるなど 条件不利地域の中でも、より条件が厳 しい地域が存在。	・ 条件不利地域の実態に沿った措置の検 討を進めつつ、2027 年度中に世帯カバ 一率 99.9%を達成する。
・ 5 Gの整備については、2030 年度中に 人口カバー率で 99%の整備を必達目標 とする。	2022 年3月の人口カバー率は93.2%。 2030年度中の人口カバー率99%達成に向けて、インフラの共同利用も通じて、条件不利地域での基地局整備を支援(令和4年度補正)。 1022 年3月の人口カバー率は93.2%。	 インバウンド対応や産業利用、防災の 観点から、居住地域だけでなく、主要道 路などの非居住地域についても基地局 整備を進める必要がある。 また、通信事故時の迅速な他社回線へ の切り替えも課題。 	 主要道路などの非居住地域への基地局整備を支援する。 携帯電話サービス停止時に、他社の基地局を利用できる仕組みについて、2026年3月までの社会実装を目指す。
・ バスや鉄道等の地域交通ネットワーク の再構築を図る。	 ローカル鉄道を①高度化するか、②バス等に転換するか、を国・鉄道事業者・自治体等で協議する枠組みを設ける法案を今国会に提出。 地域交通の再構築に必要なインフラ・車両整備費用を支援(令和4年度補正)。 	・ 国として、鉄道事業者・自治体等の地域 関係者間の協議が円滑に進むように、 積極的に協議に関与を行う。	・ 2027 年度までに、自治体・事業者が行 う地域交通の再構築に関する事業を 300 件認定することをKPIとして、地 域関係者間の連携を促す。
		・ 郊外・過疎地域 (人口5万人以下の1,200 自治体) では、自家用車での移動が7割を占めており (2010年国勢調査)、運転免許返納後の高齢者を中心に地域内での移動手段の確保が課題。	・ 既に技術が成熟しつつある低速・定路 線のバスから速やかに自動運転の社会 実装を進める。2025 年目途で全都道府 県での自動運転の社会実験を実現すべ く、官民連携で導入に取り組む事例を 後押しする。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
		・ 物流業界では、トラックドライバーの 有効求人倍率が 2 倍と慢性的に人手不 足。ここに 2024 年度から年間 960 時間 の残業規制が適用されることとなり、 人手不足への対応・生産性の向上が喫 緊の課題 (「2024年問題」)。	しを行う商慣行や発着荷時の長い待機時間の解消、適正な運賃設定や納期の柔軟化など、発荷主・着荷主側への働きかけを更に強化する。 ・ 加えて、パレット標準化・導入、トラック予約受付システムの普及、貨客混載
			(1台の車両で荷物と乗客を同時に輸送すること) など、物流業界の生産性向上に取り組 む。
		・ 平均寿命が延伸する中、身体寿命と健康寿命とのバランスを取ることが重要。高齢者が自らの意思に沿って、医療・介護・居住のサービスを地域で受けられる体制(地域包括ケアシステム)を実現することが引き続きの課題。	団塊の世代 (1947年~1949年生まれ) が全員 75 歳以上になる 2025年までに地域包 括ケアシステムを完成させ、高齢者が 可能な限り住み慣れた地域で、暮らし を続けられる環境を整備する。
		・ 介護離職の防止の観点から、高齢者それぞれのニーズに沿ったサービスを柔軟に組み合わせられるようにし、高齢者側の生活改善と介護者側の負担軽減の両立を図る必要。	・ 介護と仕事の両立を実現できるよう、 混合介護(介護保険サービスと保険外 サービスの同時利用)の料金の在り方 も含め、介護保険でカバーされていな いヘルスケアサービスの活用策につい て検討を行う。
・空き家問題への対応。	・ 空き家の用途変更や建替えの促進、管理が不十分な物件に対する指導・勧告 制度の創設等を盛り込んだ法案を今国 会に提出。	・ 法案成立後、改正後の法律に基づく空 き家対策が進むよう、所有者の理解醸 成及び自治体における実施体制の確保 が必要。	・ 法案成立後、改正後の法律に基づく指針・ガイドライン等を示し、自治体への 周知及び所有者への啓発を行うこと で、空き家対策を推進する。
・ 観光産業について、安全・安心を確保しながら、国内需要を喚起するとともに、 観光地の再生及び高付加価値化を推進する。	・ポストコロナ時代のインバウンド回復に向けた高付加価値化、感染症対策、災害対策、多言語対応等を支援(令和4年度補正)。	題が一層顕在化している。例えば、旅 館・ホテル業で人手不足と回答した企	・ 今年度中に「観光立国推進基本計画」を 改訂し、地方での多言語対応、持続可能 な観光などの旅行者の意識変化への対 応を図り、2025年より早期にインバウ ンド消費 5 兆円、国内旅行消費額 20 兆
	・ 観光地の再生・高付加価値化のための 旅館の改修等を支援 (令和4年度補正)。	未の割合は8割と、他未埋より高い傾向(帝国データバンク2023年1月調査)。また、宿泊業における就業者の年齢別構成では60代以上が3割を占め、全産業平均の2割を上回る(2017年就業構造基本調査)。こうした就業者層の離職により、さらなる人手不足が懸念される。	円を達成する。 ・ 特定技能外国人材制度(2019 年開始) 等の活用を更に進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・みどりの食料システム戦略の実施、農林水産物・食品の輸出拡大、スマート農林水産業の推進。	 みどりの食料システム法に定める国の基本方針に基づき、環境負荷の低減に資する持続可能性の高い取組を支援(令和4年度補正)。 昨年の輸出額は1.4兆円。2025年2兆円の目標達成に向け、輸出産地の形成、品目別団体を中核とした供給力の強化、海外販売力の強化を支援(令和4年度補正)。 スマート農林漁業技術の活用支援、実地指導等を実施(令和4年度補正)。 食料安全保障の観点から、肥料・飼料の国産化、麦・大豆等の過度の海外依存脱 	 食料安全保障上のリスクの高まり、国内市場の縮小、生産者の減少・高齢化、海外市場の拡大、気候変動等の環境変化を踏まえ、食料・農業・農村基本法の検証・見直しが必要。 とりわけ、食料安全保障については、国家全体としての総量確保の観点だけでなく、経済弱者や中山間地域等での買い物困難者などラストワンマイルで物流なども含めて対応する必要。この際、国民一人の食品アクセスの観点も踏まえる必要。 	農村基本法の改正法案を 2023 年度中に 国会へ提出することも視野に、本年 6 月を目途に食料・農業・農村政策の新た な方向性を取りまとめる。 - 2025 年輸出額 2 兆円の目標を前倒しで
・ 高齢者などデジタル技術に不慣れな方 も含め、誰一人取り残されないデジタ ル化を実現する。	 却を支援 (令和4年度補正)。 公民館や学校を活用してデジタルリテラシー向上のための講座を実施する自治体を補助 (令和4年度補正)。 携帯ショップにおいてデジタル推進委員による講習会を実施。 	全国に 1,700 ある自治体のうち、本年度中を目途に 300 自治体が事業開始の見込み。事業を行う自治体数を増加させるとともに、1自治体あたりの講座回数・参加人数の拡大を図る。	・ 段階的に公募を実施し、自治体の参加を促すとともに、大学や民間団体の研修施設など、公民館・小中学校以外の場も活用して講座回数・参加人数を拡大する。2023年度中に100万人の受講を達成する。 ・ 携帯ショップのない地域でも、地元企業や自治体と協力して講習会を開催する。
 7項目のアナログ規制(目視、定期検査・点検、実地監査、常駐・専任、書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧)を集中的に改革する。 	・ 昨年 12 月、7 項目のアナログ規制に関する法令(1万条項)の見直しに関する方針及び工程表を策定。この中には、既存の規制・制度をデジタル技術で代替可能か検証を要する規制(1,000件)があるため、早期にその検証を行う。		・ 技術検証の結果も踏まえ、2024 年 6 月 を目途に7項目のアナログ規制に関す る法令(1万条項)について、工程表に 沿って法令改正等の見直しを実施す る。

2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ

2. 個米中日在の仮心工间が59個			
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ やり取りするデータや相手方を検証できる仕組み等をインターネットの上に付加するトラステッド・ウェブの実現に向けて、機能を詳細化。	・ サプライチェーン情報の改ざん防止な ど、主要ユースケースについて開発実 証を実施。その成果を踏まえ、2023 年 度中にトラステッド・ウェブに必要な 機能を具体化し、公表予定。	トラステッド・ウェブの有効性について、ユーザーとなる企業側の理解を十分に得られていない点に課題。	ユーザー企業のニーズを踏まえた実践的なユースケースの作り込みを行い、企業側の理解醸成を図り、2025年度までにサービスとして実用化する。
・ ブロックチェーン技術を基盤とするN FT (非代替性トークン) やDAO (分散型自 律組織) 等のイノベーションが到来。 Web3.0 の推進に向けた環境整備につい て、検討を進める。	・ 暗号資産事業を行う法人が自ら発行して保有する暗号資産について、事業運営のために継続的に保有する場合は、法人税の期末時価評価課税の対象として課税されないように措置。	・ それ以外の暗号資産についても、法令 上・会計上の扱いの検討を踏まえ、税制 上の扱いについて検討する。	・ まずは、第三者が短期売買目的以外で 暗号資産を継続的に保有する場合を、 他の暗号資産の保有と区別して取り扱 うことが可能かどうか、法令上・会計上 の在り方も含めて、速やかに検討する。
	・ 暗号資産に係る会計処理について、昨 年3月に企業会計基準委員会において 会計処理に関する論点の整理・公表を 行い、議論を継続中。	・ 暗号資産に係る会計処理について、公 認会計士・監査法人による監査を受け られるような環境整備を進める。	・ 企業会計基準委員会での議論を後押し する。並行して、Web3.0 についての会 計監査に関する企業側の理解促進や、 公認会計士・監査法人側の理解醸成を 図るため、日本公認会計士協会におい て、ガイドラインの策定を進める。
	・ 投資事業有限責任組合(LPS)の投資対象について、有価証券をトークン化したいわゆるセキュリティトークン等を扱う事業も対象であるかについて、LPS 法上の解釈を明確化し、春頃の公表を予定。	・ その他の暗号資産・トークンを扱う事業など、暗号資産・トークンを扱う事業への投資の多様化を促す。	・ 暗号資産・トークンを通じた資金調達 の実態について調査・整理を進め、事業 者の円滑な資金供給の促進に資するも のについては、LPS 法上で投資対象とすることを検討する。
	・ 昨年 12 月、DAO(地域課題解決や価値創造のための不特定多数の人的ネットワーク形成等)の 便益と課題(インセンティブ設計やガバナンスの在り方)について整理を行い、公表した。	 DAOについては様々なユースケースが想定される一方で、国内での具体的な活用事例がまだ乏しく、ニーズ・課題の更なる洗い出しが必要。 	・ デジタル庁において自治体・事業者向けに相談窓口を設置し、DAOの取組を進めようとする自治体・事業者からの意見や課題を収集し、今後の環境整備の必要性や方向性を含めて検討を行う。
・ メタバースを含むコンテンツの利用に 関する著作物の利用許諾について、簡 素で一元的な権利処理を可能とする措 置を検討する。	・ メタバース等の利用許諾の手続きの簡素化について規定した改正著作権法案 を今国会に提出。	・ メタバースの利用許諾以外のアバター の肖像権、既存の法令による行為規制・ 刑罰等の適用可否といった法的課題に ついて速やかに整理する必要。	本年度内に法的課題の論点を取りまとめる。それに基づき、必要な制度整備を検討する。

3. 企業の海外ビジネス投資の促進

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 政府として、中小企業を含め、企業による製品開発や販路開拓を含め、技術と 意欲ある企業の海外ビジネス投資をサポートする。	ッケージ」を公表し、在外公館を通じた		・ 在外公館等の連携の実績、支援メニューによる成功の実績などをベンチマークし、半年毎に進捗状況をフォローする。

VI. 個別分野の取組

1. 国際環境の変化への対応

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 経済安全保障法(昨年成立)に基づき、 サプライチェーン強靱化、官民技術協力を速やかに実施する。	 ・ 半導体・蓄電池などの11の重要物資について経済安全保障推進法で政令指定し、それらの製造拠点整備等を支援するための基金を設置(令和4年度補正)。 ・ 量子、AIなどの先端的な重要技術の実用化に向けた基金(「重要技術育成プログラム」)を5,000億円規模に拡大(令和4年度補正)。 	・ サプライチェーン供給途絶のリスク及び先端重要技術の国際動向については不断の把握・点検が必要。	基金について着実に執行するとともに、サプライチェーンのリスクや新たに支援が必要な技術について検討を行う。
 重要技術を取り扱う者への資格付与 (セキュリティ・クリアランス)のため の措置、資本強化を含めた民間企業へ の支援について検討する。 		 セキュリティ・クリアランスによる情報保全の強化は、有志国との協力や、重要インフラ・施設に係る海外ビジネス展開のために必要。 経済安全保障上重要な物資の供給を担う企業が国内に存在しない場合や当該企業がその事業の売却・廃止を検討している際の事業継続の在り方に課題。 	 重要情報の指定、情報にアクセスする者に対する調査、情報漏洩時の厳罰等のセキュリティ・クリアランスのための制度整備について、今後1年以内を目途に、速やかに検討を進める。 経済安全保障上重要な物資を供給する民間企業への政府による資本強化支援について、同様に検討を加速する。

2. 宇宙

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 多数の小型衛星が連携するコンステレーションの構築に向け、通信速度の高速化・大容量化を実現した宇宙光通信ネットワーク等の次世代技術の開発・実証を推進する。	・ 複数衛星制御技術やAI・宇宙コンピューティング技術、電波・光ハイブリッド通信技術・量子暗号通信技術の研究開発等を実施。	技術確立後を見据えた官民でのユース	・ 要素技術開発・実証に引き続き取り組む。安全保障・防災などユースケースになり得るテーマに重点化し、応用のための開発を行う。
・ H3ロケット等の基幹ロケットの競争 力強化に向けた取組を進める。	基幹ロケット(H3ロケット及びイプ シロンロケット)の打上げ失敗の原因 を究明中。	H3ロケット及びイプシロンロケット の打上げ失敗の原因を究明し、その対 策を講じる。	
		・ 海外を含む民間需要に応えるため、衛星の大型化への対応や、基幹ロケット の打上げ頻度の向上(年7回)を進めることが必要。	子島の射場システムの強化等打上げ能
・ 他国のGPSに頼らずより精緻な測位 を可能とする準天頂衛星システムの体 制を強化する。	早期に準天頂衛星7機体制を構築する ための衛星及び地上設備の開発・整備 を実施。		・ 準天頂衛星システムの強化に引き続き 取り組む。
・ 火星衛星探査計画及び国際宇宙探査 「アルテミス計画」を推進する。	・ 2024 年度の火星衛星探査機打上げに向 けた開発を実施。2023 年 1 月には日米 間での宇宙協力に関する協定に署名。		・ 2024 年度に火星衛星探査機を打上げ、 2029 年度に帰還して世界初の火星圏の サンプル採取を目指す。

3. 海洋

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 海のデータの官民での連携を図るとと もに、2026 年度の就航に向けて北極域 研究船の建造を進める。			
 海洋観測の高度化や国産海洋資源の開発のため、大深度海域で利用できる自律型無人探査機の技術開発等を行う。 	・ 自律型無人探査機に関する技術開発 や、海底熱水鉱床、メタンハイドレー ト、レアアース泥等の国産海洋資源の 開発に向けた海洋調査等を実施。	装に向けた道筋を具体化する必要。ま	化、無人化等に対応した自律型無人探 査機の機能向上の技術開発を行う。

4. 金融市場の整備

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 国際金融センターの実現のため、海外 の金融事業者を呼び込むため、ビザ取 得・外国語対応・住宅や医療等の生活面 の支援を進める。	 登録審査等を英語で行う「拠点開設サポートオフィス」の対象を拡大。 不動産事業者、インターナショナルスクール、病院等に関する情報発信を強化。 		・ 資産所得倍増プランに基づき、①金融資本市場の活性化②金融行政・税制のグローバル化③外国高度人材を支える環境整備を総合的に進める。
・ スタートアップが事業全体を担保に金 融機関から成長資金を調達できる制度 (事業成長担保権)を創設する。	・ 本年2月、金融審議会において制度設計に向けた報告書を取りまとめて公表した。		・ 事業成長担保権の設定を可能とするための法案を 2023 年度中に国会に提出することを目指す。

5. グローバルヘルス(国際保健)

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
グローバルヘルスについて、民間資金	本年3月に、好事例・投資インパクトの	アジアやアフリカの一部を新興国の製	国際機関との協力や、グローバルヘル
を呼び込むため、好事例の普及や投資	可視化について取りまとめ予定。	品が席巻しつつあり、我が国のプレゼ	ス分野での官民連携を促進する。
インパクトの可視化を行う。		ンス向上のため、早期の対応が必要。	
			・ アジア・アフリカでの日本企業の事業
			展開やネットワーク構築を支援する。

6. 文化芸術・スポーツの振興

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 文化財の保存・活用、文化芸術の教育等 を進め、文化関連産業の振興を図る。	・ 文化財修理を担う人材の確保や、教員 への研修事業、コロナの影響を受けた 文化芸術団体の公演開催支援等を実 施。		・ 特に体験機会が減少した地方部の子供 たちに重点を置き、鑑賞・体験教育を推 進するとともに、2023年度中に国際的 なアートフェアの誘致を本格化する。
・ スポーツの成長産業化を図る。	スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームを構築し、情報発信やセミナーを開催。	コロナの影響やオリンピック需要の喪失による、スタジアム・アリーナ、スポーツ団体の新たな収益源確保が課題。	スポーツツーリズム、まちづくりとの 一体化などの地域密着化を進めるとと もに、デジタル技術も活用した高収益 化を図る。

7. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針案
・ 福島イノベーション・コースト構想の推進、福島国際研究教育機構の長期・安定的運営、研究開発・産業化・人材育成に取り組む。		出、更なる企業誘致が必要。	・ 浜通り地域等における実証成果実用化 や誘致支援を行い、特に、スタートアッ プ支援への重点化を図る。福島国際研 究教育機構において、新たに定める中 期目標に沿い、研究開発・産業化・人材 育成を進める。